

# 適格消費者団体 消費者支援ネットワークいしかわ（CSネットいしかわ）の活動

## 活動の柱1 消費者トラブルを防ぐ活動

消費者からの情報提供などを基に、被害の収集分析・調査をします。



事業者に対して問合せや業務是正を申し入れます。



申し入れ内容が是正されない場合は差止請求権行使することができます。

### 差止請求権とは

適格消費者団体が、消費者に代わって事業者の不当な行為に対して、裁判で差止めを請求することができる権利です。

### 適格消費者団体とは

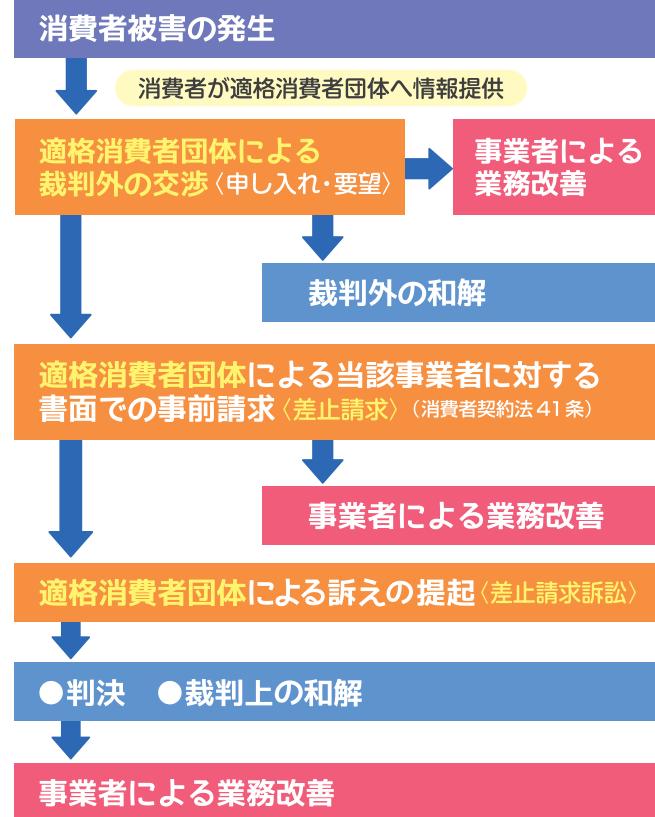
消費者全体の利益擁護のために、差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けたものです。

（消費者契約法第2条第4項）

認定を受けるためには、適格要件を満たしている必要があります。また、認定後は、内閣総理大臣による監督を受け、所定の情報公開措置が求められます。

- 不当な勧誘、不当な契約条項、不当な表示などを見つけたときは、情報提供をお願いします。
- 適格消費者団体は寄せられた情報を基に調査・分析し、不当な行為があると判断した場合には事業者に改善・中止を申し入れます。
- 差止請求の概要については、ホームページにて公表します。

## 差止請求の流れ



### ■ 差止めの対象

事業者が不特定かつ多数の消費者に対して消費者契約法等に違反する不当な行為を現に行い、又は行うおそれがあるとき

### ■ 差止めの内容

停止・予防（当該不当勧誘行為をしてはならない、当該不当条項を内容とする契約を締結してならないなど）に必要な措置（勧誘マニュアルの破棄など）

## 活動の柱2 消費者教育を普及する活動

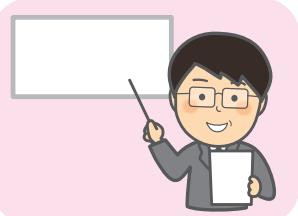
世代に応じたプログラムを作成・整備し学校や地域などの消費者教育の普及をお手伝いします。



事業者団体向けに、不当な契約条項、勧誘行為、広告・表示などの研修セミナーの講師を派遣します。



消費生活に関する様々なセミナーを開催しています。



ご自身の被害回復（救済）についての相談は、お住まいの消費生活センターへ。

連絡先  
全国共通  
消費者ホットライン  
1188 いやや！

